公益社団法人熊本県看護協会　監事報酬規程

（目的）

第1条　この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）、第105条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び定款第28条第1項の規定に基づき、公益社団法人熊本県看護協会の監事報酬及びその支給基準について定めることを目的とする。

（定義）

第2条　この規程において監事とは、常勤及び非常勤の監事をいう。

2　常勤監事とは、社員総会で選任された監事のうち、本会を主たる勤務地とする者をいい、非常勤監事とは、常勤監事以外の者をいう。但し、当面非常勤監事のみとする。

3　非常勤監事のうち、公益社団法人熊本県看護協会定款第22条の規定により会員以外の者から選任された監事を外部監事という。

（報酬の種類）

第3条　監事報酬は、常勤監事にあっては本給とし、非常勤監事にあっては非常勤監事手当とする。本給及び非常勤監事手当は別表に定める。

（常勤監事の監事報酬の支給方法）

第4条　常勤監事の監事報酬は、毎月1日から月末までの本給を当該月の25日に支給する。ただし、支給日が、日曜日、祝日又は休日にあたるときは、その前日を支給日とする。

2　法令に基づき、常勤監事の監事報酬から控除すべき金額がある場合には、その監事に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支給するものとする。

3　監事報酬は、原則として銀行預金等への振込みによって支給することとする。

（報酬の決定基準）

第5条　監事の報酬は、社員総会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表に基づき、監事の協議によって決定するものとする。

（非常勤監事手当）

第6条　非常勤監事手当は報酬日額により支給する。なお、外部監事に対しては報酬月額により支給する。

2　外部監事以外の非常勤監事に対して非常勤監事手当を支給する場合は、非常勤監事手当が発生する都度、現金により支給する。

3　外部監事に対して非常勤監事手当を支給する場合は、毎月1日から月末までの非常勤監事手当を当該月の25日に銀行預金等への振込みによって支給する。ただし、支給日が、日曜日、祝日又は休日に当たるときは、その前日を支給日とする。

（常勤監事報酬の日割計算）

第7条　新たに監事になった者には、その日から報酬を支給する。

2　監事が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3　監事が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4　第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りにより計算する。

（端数の処理）

第8条　この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（補則）

第9条　この規程の実施に関し必要な事項は、監事の了承を得て会長が別に定める。

附　則

　この規程は、公益社団法人熊本県看護協会の設立の登記の日から施行する。

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 非常勤監事手当（理事会等）　〃　　　（業務監査） | 日額　3,000円日額　5,000円 |
| 非常勤監事手当（外部監事） | 月額　40,000円 |